

企画趣旨

稲谷龍彦

法と経済学の分野で著名な、元シカゴ大学教授かつ第7巡回区連邦控訴審裁判所判事のイースターブルックは、「サイバースペースと馬の法」と題された1996年のシカゴ大学法科大学院での講演において、「法と〇〇」と呼ばれる領域は、法全体を照らし出すような主題に限られるべきだと述べた。加えて、法と経済学は、ノーベル経済学賞を受賞するようなトップクラスの研究者によって教えられているにもかかわらず、近い将来にコンピュータサイエンスの領域でノーベル賞を受賞するような人物は、サイバースペースと法の領域にはいないと述べた。端的に言えば、コンピュータサイエンスは、法を全体として変容させるようなものではなく、馬と同様の法の一適用対象に過ぎないにもかかわらず、新奇な技術に対する一過性の熱狂から、法律家に過度の幻想が生じていると断じたのである¹⁾。

一方で、この講演が行われた正にその時シカゴ大学で教鞭をとっていた、「サイバースペースと法」の旗手であるレッシングは、ハーバード大学へと移籍した後の1998年に「新シカゴ学派」と呼ばれる論文の中で、アーキテクチャを法・社会規範・市場と並ぶ独立の行動規制要素として位置付け²⁾、翌1999年には、イースターブルックへの反論を著す³⁾と共に、この分野の記念碑的な作品である『Code and Other Laws of Cyber Space⁴⁾』を

執筆し、大企業がその利益のために構築する、コンピュータのプログラム・コードの総体としてのアーキテクチャが、法に代わって人々の行動に重大な影響を及ぼす危険性と、法を用いてこの危険性に対処する必要性とを主張した。

「アーキテクチャと法」研究の第一人者である松尾陽によれば、この2人の「論争は、アーキテクチャと法との結び付きを考える上で、今日においても極めて示唆的である⁵⁾」という。かつて、私も全くその通りだと思っていた⁶⁾。しかし、この論争から30年が経とうとする2025年において、私はもはやイースターブルックの見解は到底維持できないものであると断言できる⁷⁾し、同時にレッシングのアプローチにも限界を感じている。

その最大の理由は、人工知能の発展とIoTの普及によって出現しつつあるCyber-Physical System (CPS) によって引き起こされつつある、法・社会規範・アーキテクチャ・市場の関係性の変化である。CPSにおいて、これらは独立の要素が相互作用しつつ人の認知・行動に影響するという関係性ではない。コンピュータ・プログラムの総体としてのアーキテクチャを基盤として存在・機能するデジタル空間のありようから離れて、法・社会規範・市場を語ることは、もはやできないと言ってよい。しかも、単にアーキテクチャの影響力が他を圧倒しているという関係性でもない。むしろ

1) See Frank H. Easterbrook, *Cyberspace and the Law of the Horse*, 1996 UNIVERSITY OF CHICAGO LEGAL FORUM 207 (1996).

2) Lawrence Lessig, *The New Chicago School*, 27 J. LEG. STUD. 661 (1998).

3) Lawrence Lessig, *The Law of the Horse: What Cyberlaw Might Teach*, 113 Harv. L. Rev. 501 (1999).

4) Lawrence Lessig, *CODE AND OTHER LAWS OF CYBER SPACE* (1999).

5) 松尾陽「はしがき」同編『アーキテクチャと法——法学のアーキテクチャルな転回?』(弘文堂、2017年) i 頁、iv 頁。

6) なお、上記松尾の所感が収められた書籍には、私のその後のデジタル法研究の問題意識の出発点となる論文を私も寄稿している。稲谷龍彦「技術の道徳化と刑事法規制」前掲注5) 書籍93頁。

7) 示唆的なことに、2024年は人工知能関係の研究が2分野においてノーベル賞を受賞した。もちろん、ノーベル賞を受賞した研究者が法科大学院ですぐに講義をすることはないだろうが、コンピュータサイエンスの現実世界への影響力とそれに対する世間の認識が、1996年当時とは比較にならないことは明白である。